

川崎市新規就農者育成総合対策実施要綱

(4川経農振第567号 令和5年2月16日市長決裁)

(通則)

第1条 「川崎市新規就農者育成総合対策実施要綱」による資金、補助金の交付については、新規就農者育成総合対策実施要綱（制定 令和4年3月29日付け 3経営第3142号 農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、神奈川県農業人材力強化総合支援事業実施要綱（令和4年6月23日施行。以下「県実施要綱」という。）、神奈川県農業人材力強化総合支援事業補助金交付要綱（令和4年7月1日施行。以下「県補助金交付要綱」という。）及び「川崎市補助金等の交付に関する規則」（平成13年川崎市規則第7号）によるほか、本要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、川崎市域において経営の不安定な就農初期段階の新規就農者に対し、予算の範囲内で資金又は補助金を交付することにより、青年の就農意欲の喚起と次世代の市内農業を担う意欲ある新規就農者を確保・育成することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 就農

主に農業経営を行う事業体の経営者（共同経営であることが明確である場合を含む）として農業経営を実施すること。

(2) 親元就農

親族が経営する農業経営体に就農すること。

(3) 地域計画

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第19条第1項の規定に基づき、市が策定する地域計画

(4) 目標地図

地域計画のうち、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第19条第3項に定める地図

(事業の内容)

第4条 この要綱において対象となる事業の内容は次のとおりとする。

1 経営開始資金

次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して、予算の範囲内で経営開始資金（以下「資金」という。）を交付する事業

2 経営発展支援事業補助金

次世代を担う農業者となることを志向し、就農後の経営発展に資する取組に対して、予算の範囲内で経営発展支援事業補助金（以下「補助金」という）を交付する事業

(交付対象者等)

第5条 資金の交付対象者は次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 独立・自営就農時の年齢が、原則 50 歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
- (2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、ア及びイの「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。
 - ア 農地の所有権又は利用権（農地法第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法（以下「基盤強化法」という。）第19条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を交付対象者が有していること。
 - イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。
 - ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
 - エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
 - オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
- (3) 基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に、同法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。
- (4) 青年等就農計画に経営開始資金申請追加資料（第1－2号様式）を添付したもの（以下「青年等就農計画等」という。）が次に掲げる要件に適合していること。
 - ア 農業経営を開始して5年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。
 - イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- (5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市長に認められること。

なお、一戸一法人（原則として世帯員のみで構成される法人。）以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする。
- (6) 経営開始後5年以上経過している農業者と法人を共同経営する場合は交付の対象外とする。
- (7) 地域計画に地域内の農業を担う者として目標地図に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第4項に規定する者をいう。）から農地を借り受けていること。（以

下「地域計画の目標地図に位置付けられた者等」という。)

- (8) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。
- (9) 新規就農者育成総合対策実施要綱別記3雇用就農資金、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)の別記2農の雇用事業(以下「農の雇用事業」という。)、新規就農者確保加速化対策実施要綱(令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知)の別記2就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業(以下「就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業」という。)、新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知)の別記2雇用就農者実践研修支援事業(以下「雇用就農者実践研修支援事業」という。)による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- (10) 経営継承・発展等支援事業実施要綱(令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知)別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- (11) 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に参加している、又は加入することが確実と見込まれること。
- (12) 前年の世帯全体の所得が600万円以下(被災による資金の交付休止期間中の所得を除く。以下同じ。)であること。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認める場合に限り、採択及び交付を可能とする。この場合、市長は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示する。
- (13) 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。
- (14) 農業経営を開始して3年を経過していないもの。なお、「農業経営を開始」とは、農地や主要な資産の取得、本人名義の取引を行うなど、明らかに農業経営を行っている状態をさし、(2)の要件を全て満たしていることを要さない。

2 補助金の交付対象者は次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
- (2) 補助金の交付を受ける年度中に、次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をする者であること。なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、ア及びイの「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。

ア 農地の所有権又は利用権(農地法第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、基盤強化法第19条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。)を交付対象者が有していること。

- イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。
 - ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
 - エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
 - オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
- (3) 基盤強化法第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること。
- (4) 青年等就農計画に経営発展支援事業申請追加資料（第 2－2 号様式）を添付したもの（以下「経営発展支援事業計画等」という。）が次に掲げる要件に適合していること。
- ア 農業経営を開始して 5 年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。
 - イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- (5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから 5 年以内に継承して農業経営を開始する者であり、継承する農業経営の現状の所得、売上又は付加価値額を 10%以上増加させる、又は生産コストを 10%以上減少させる経営発展支援事業計画等であると市長に認められること。
- (6) 地域計画の目標地図に位置付けられた者等であること。
- (7) 次に掲げる条件に該当していること。
- ア 雇用就農資金による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
 - イ 経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和 3 年 3 月 26 日付け 2 経営第 2988 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- (8) 機械・施設の取得費用等について、交付対象者本人が金融機関から融資を受けること。
- (9) 豚、鶏、その他県要綱で定める家畜を飼養する農業経営の場合は、神奈川県（以下「県」という。）による飼養衛生管理基準遵守状況等について確認が行われていること。
- (10) 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。
- 3 第 1 項又は第 2 項の要件を全て満たした場合においても、次の各号のいずれかに該当する者は、資金及び補助金の交付対象者にならないものとする。なお、第 2 号については川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 8 条の規定に基づき交付しない。
- (1) 市民税を滞納している者
 - (2) 暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、第 2 号に規定する暴力団員、第 3 号に規定する暴力団員等又は第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等
 - (3) 上記各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める者

（補助対象事業）

第 6 条 補助金の対象となる事業内容は、次に掲げる取組であって交付対象者が自らの経営においてそれらを使用するものであることとする。

- (1) 機械・施設等の取得、改良又はリース
 - (2) 家畜の導入
 - (3) 果樹・茶の新植・改植
 - (4) 農地等の造成、改良又は復旧
- 2 本事業以外の国、県及び市の補助事業の対象とした取組ではないこと（融資に関する利子の助成等を除く。）。
- 3 第1項の事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。
- (1) 事業費が整備等内容ごとに50万円（税込み）以上であること。
事業の対象となる機械・施設等（中古資材等を活用して整備する施設を含む。以下 同 じ。）が中古機械・施設等である場合には、事業費が50万円以上であり、かつ、市長が適正と認める価格で取得されるものであること。
 - (2) 機械・施設等の購入先の選定に当たっては、一般競争入札の実施等による複数の業者からの見積もり徴取等により、事業費の減少に向けた取組を行うこと。
 - (3) 第1項第1号については次に掲げる基準を満たすこと。
 - ア 原則として、事業の対象となる機械・施設等は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）第1条第1項に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）がおおむね5年以上20年以下のものであること。
ただし、事業の対象となる機械・施設等が中古機械・施設等である場合には、上記に加え、中古資産耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）第3条に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）が2年以上のものであること（法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による2年間以上の保証があるものに限る。）。
 - イ 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、以下に掲げる場合には、この限りではない。
 - (ア) フォークリフト、ショベルローダー、バックホー及びGPSガイダンスシステム（農業用機械に設置するものに限る。）等の機械については、以下の要件を全て満たすものであること。
 - a 農産物の生産等に係る作業に使用する期間内において他用途に使用されないものであること。
 - b 農業経営において真に必要であること。
 - c 導入後の適正利用が確認できるものであること。
 - (イ) 環境衛生施設（トイレ等）、ほ場観測施設、中継拠点施設（農機具格納庫等）等の施設については、(ア)のaからcまでの要件に加え、ほ場又はほ場の近接地に設置するものであること。
 - ウ 整備を予定している機械・施設等が、交付対象者の経営発展支援事業計画等の成果目標の達成に直結するものであること。
 - エ 市長が事業計画を県に提出する以前に自ら若しくは本事業以外の補助事業を活用して着工若しくは着工を予定し、又は整備の完了した機械・施設等を本事業に切り替え

て整備するものではないこと。

オ 整備を予定している機械・施設等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等の加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。なお、その加入等の期間は、被覆期間中や災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等するものとし、また、当該機械・施設等の処分制限期間において加入等が継続されるものとする。

カ 整備を予定している機械・施設等の施工業者等が、「農業分野におけるA I・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定。以下「G L」という。）を対象として扱うデータ等を取得する場合は、そのデータ等の保管について取り決めた契約がG Lに準拠していること。

キ 導入した機械・施設等について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12 構改B第350号農林水産事務次官依命通知）に規定する財産管理台帳を作成し、耐用年数（新品の場合には法定耐用年数、中古機械・施設等の場合には中古耐用年数。以下同じ。）が経過するまでの間、保管すること。

ク 機械・施設等のリースの手続等については、別紙により行うこと。

4 第1項第1号の機械・施設等については、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57 予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

5 次の各号の経費は補助の対象としない。

- （1）公序良俗に反する事業
- （2）消費税及び地方消費税
- （3）申請資料、契約書及び領収書等の作成に要する費用
- （4）支払いを確認できる書類が無い分の額
- （5）経費の区分を確認できない場合（他の経費と一括で請求され、明細書等の確認ができない場合等）
- （6）現金払い又は金融機関からの振込以外により支払いが行われたもの
- （7）ポイントを用いて支払いをした分の経費
- （8）その他市長が不適当と認めるもの

（交付金額及び交付期間）

第7条 資金の交付金額及び交付期間は次に掲げるものとする。

- （1）交付金額は、交付期間1月につき1人あたり12.5万円（1年につき150万円）とする。
- （2）夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、交付期間1月につき夫婦合わせて、前号の額に1.5を乗じて得た額（1円未満は切捨て）を交付する。
 - ア 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること
 - イ 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること
 - ウ 夫婦共に地域計画の目標地区に位置付けられた者等となること
- （3）複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが地域計画の目標地区に位置付けられた者等に限る。）に交付期間1年につきそれぞれ第1号の額を交付する。なお、経営開始後5年以上経過

している農業者（当該農業者が第1号の交付を受けている場合は、その5年度目を超えている農業者）が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。

（4）交付期間は、最長3年間（経営開始後3年度目分まで）とする。

2 補助金の交付金額は次に掲げるものとする。

（1）交付金額は、第6条第1項の取組に必要な経費（以下「補助対象経費」という。）の3／4以内（1年未満切り捨て）とする。また、補助対象経費の上限額は1,000万円（資金の交付対象者の場合は、500万円）とする。

（2）夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、夫婦合わせて、前号の補助対象上限額に1.5を乗じて得た額を上限額（1円未満は切捨て）とする。

ア 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること

イ 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること

ウ 夫婦共に地域計画の目標地図に位置付けられた者等となること

（3）複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが地域計画の目標地図に位置付けられた者等に限る。）のそれぞれに対して第1号の額を上限額とする。

なお、申請年度以前の年度に経営開始している農業者が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。

（計画等の承認申請）

第8条 資金の交付を受けようとする者は、青年等就農計画等承認申請書（第1－1号様式）に次の各号に掲げる資料を添えて市長に申請する。

（1）青年等就農計画等（第1－2号様式含む）

（2）暴力団等などに該当しないことの誓約書及び同意書（第3号様式）

（3）個人情報の取扱い同意書（第4号様式）

（4）その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする者は、経営発展支援事業計画等承認申請書（第2－1号様式）に次号に掲げる資料を添えて市長に申請する。

（1）経営発展支援事業計画等（第2－2号様式含む）

（2）暴力団等などに該当しないことの誓約書及び同意書（第3号様式）

（3）個人情報の取扱い同意書（第4号様式）

（4）その他市長が必要と認める書類

（計画等の承認）

第9条 市長は前条第1項の規定により青年等就農計画等の承認申請があったときは、その内容について審査し、第5条第1項に規定する要件及び次の第1号から第4号の全てを満たし、経営の開始若しくは定着を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で青年等就農計画等を承認し、青年等就農計画等承認通知書（第5－1号様式）により申請者に通知するものとし、適当ではない等と認めた場合は青年等就農計画等不承認通知書（第5－2号様式）により申請者に通知する。

- (1) 明確な将来の農業経営の構想があり、次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有し、経営の発展性の高い者
 - (2) 前年の世帯全体の所得が600万円以下である者
 - (3) 地域の担い手として期待されている者
 - (4) 将来にわたって営農継続が期待される者
- 2 市長は前条第2項の規定により経営発展支援事業計画等の承認申請があったときは、その内容について審査し、県の承認に基づき経営発展支援事業計画等を承認する場合は、経営発展支援事業計画等承認通知書（第6－1号様式）により申請者に通知し、適当ではない等と認めた場合は経営発展支援事業計画等の不承認通知（第6－2号様式）により申請者に通知する。
- 3 第1項及び第2項の審査にあたっては、神奈川県農業技術センター等の関係機関や第32条のサポート体制による面接等の実施により行うものとする。

（計画等の変更の承認）

- 第10条 前条第1項の青年等就農計画等の承認を受けた者は、同計画等を変更する場合は、青年等就農計画等変更（中止・廃止）承認申請書（第7号様式）により市長に計画の変更を申請しなければならない。ただし、追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大、品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合はこの限りでない。
- 2 市長は前項の規定により変更の申請があった場合は、前条の手続きに準じて審査し、その結果を青年等就農計画等変更（中止・廃止）承認通知書（第8－1号様式）又は青年等就農計画等変更（中止・廃止）不承認通知書（第8－2号様式）により申請者に通知する。
- 3 前条第2項の経営発展支援事業計画等の承認を受けた者は、同計画等に記載された取組を変更し、中止し、又は廃止する場合は、経営発展支援事業計画等変更（中止・廃止）承認申請書（様式第9号）により市長に計画の変更を申請しなければならない。
- 4 市長は前項の規定により変更の申請があった場合は、前条の手続きに準じて審査し、その結果を経営発展支援事業計画等変更（中止・廃止）承認通知書（第10－1号様式）又は経営発展支援事業計画等変更（中止・廃止）不承認通知書（第10－2号様式）により申請者に通知する。

（交付申請）

- 第11条 第9条第1項の承認を受けた者は、川崎市新規就農者育成総合対策（経営開始資金）交付申請書（第11号様式）を作成し、必要書類を添えて市長に資金の交付を申請することができる。
- 2 前項の交付の申請は1か月分から1年分までの間で市長が定める単位として行い、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。
- 3 第9条第2項の承認を受けた者は、川崎市新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業補助金）交付申請書（第12号様式）を作成し、必要書類を添えて市長に補助金の交付を申請することができる。
- 4 市長は、必要に応じ第1項及び前項の申請者又は次条の決定を受けた者が、第5条第3項に規定する暴力団又は暴力団員に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を

行うものとする。

(交付の決定)

第12条 市長は、前条第1項の規定により資金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、その結果について川崎市新規就農者育成総合対策（経営開始資金）交付決定通知書（第13-1号様式）又は川崎市新規就農者育成総合対策（経営開始資金）不交付決定通知書（第13-2号様式）により申請者に通知するものとする。

なお、交付を決定した場合、市長は1年分の資金を一括で交付することを決定できるものとする。

2 前条第3項の規定により補助金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否の決定し、その結果について川崎市新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業補助金）交付決定通知書（第14-1号様式）又は川崎市新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業補助金）不交付決定通知書（第14-2号様式）により申請者に通知するものとする。

3 資金及び補助金の交付については、国実施要綱及び県実施要綱に沿って国及び県からの補助金を財源とする予算の範囲内で行うものとする。

(申請の取下げ)

第13条 第12条の規定により資金及び補助金の交付決定を受けた者は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれらに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内に交付申請取下書（第15号様式）により申請を取下げることができるものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあった場合は、当該申請に係る資金及び補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(市内中小企業者への優先発注)

第14条 交付対象者は補助金の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積りの取得を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りではない。

(1) 1件の金額が1,000,000円を超えるとき

(2) その他市長が必要と認めるとき

2 交付対象者は事業完了後速やかに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 発注実績報告書（第16号様式）。ただし、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を取得した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

(2) 市内中小企業者から見積書を取得する場合は、市内中小企業者であることの誓約書（第 17 号様式）。ただし、川崎市の競争入札の参加資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の 4 月 1 日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。

(3) 入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第 18 号様式）。ただし、第 1 項のただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は 2 者以上の市内中小企業者から見積を取得し難い事由がある場合に提出するものとする。

（事業の着手）

第 15 条 交付対象者は、事業に着手したときは、速やかに着手届（第 19 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 事業の着手は、原則として補助金交付決定後とする。ただし、やむを得ない事情により、交付申請書を提出した後、交付決定前に事業着手する場合には、第 9 条の計画等の承認後、その理由を具体的に明記した事前着手届（第 20 号様式）を市長に提出するものとする。

（事業実績報告）

第 16 条 補助金交付対象者は、経営発展支援事業計画等に記載された取組を完了したときは、実績報告書（第 21 号様式）を作成し、市長に報告をする。

（補助金の確定）

第 17 条 市長は補助金交付対象者から実績報告書の提出を受けた場合は、実績報告書等の審査及び現地調査等を行い、その内容が適切であると認めたときは補助金の交付を決定し、交付確定通知書（第 22 号様式）により、交付対象者に通知する。

（資金及び補助金の請求並びに交付）

第 18 条 第 12 条第 1 項の資金交付決定通知を受理した交付対象者は、同通知を受理した後、速やかに市長に適正な請求書を提出しなければならない。

2 前条の補助金交付確定通知を受理した交付対象者は、同通知を受理した後、速やかに市長に適正な請求書を提出しなければならない。

3 市長は、第 1 項又は第 2 項の請求書に基づき、資金及び補助金を交付するものとする。

（就農状況報告及び確認等）

第 19 条 第 12 条第 1 項の交付決定により、前条第 1 項の資金の交付を受けた者は、交付期間中、毎年 7 月末及び 1 月末までにその直前の 6 か月の就農状況報告（第 23-1 号様式）を市長に提出しなければならない。

また、交付期間終了後 5 年間（第 21 条の手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて 5 年間とする。以下同じ。）、毎年 7 月末及び 1 月末までにその直近 6 か月の作業日誌（第 23-2 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により就農状況報告を受けたときは、第 32 条のサポートチームと協

力し、資金交付対象者が次の第1号から第8号までを全て満たしているかどうか実施状況を確認し、必要に応じて、サポートチームと連携して適切な助言及び指導を行うものとする。

なお、就農状況の確認、助言及び指導は、就農状況確認チェックリスト（第25号様式）を用いて実施するものとする。

- (1) 次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有しており、サポートチーム、都道府県普及指導センター等関係機関及び中核的農業者等関係者の助言・指導に従う者
- (2) 営農に必要な技術や経営ノウハウを有し、適切な営農及び経営管理ができており、また、更なる経営発展に向けて積極的に取り組んでいる者
- (3) 自身の経営状況・課題を把握し、改善に取り組んでいる者
- (4) 年間150日かつ1,200時間以上で年間を通じて農業生産に従事している者
- (5) 概ね収支計画どおりの経営規模、生産量、売上高等を達成しており、青年等就農計画の目標達成が実現可能と見込まれる者（ただし、災害等計画作成時点で想定できなかった事態が発生した場合は除く）
- (6) 労働環境の整備や農作業安全・食品衛生管理に取り組んでいる者
- (7) 将来にわたって営農継続が期待される者
- (8) 前年の世帯全体の所得が600万円以下である者

3 市長は、就農状況報告の確認に加え、サポートチームと協力して交付対象者の経営状況の把握に努めることとし、交付期間中、必ず年1回は、次の(1)から(3)までの方法により、就農状況確認チェックリストを用いて、交付対象者の経営状況と課題を交付対象者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。

(1) 資金交付対象者への面談

- ア 営農に対する取組状況
- イ 栽培・経営管理状況
- ウ 青年等就農計画等達成に向けた取組状況
- エ 労働環境等に対する取組状況

(2) 圃場確認

- ア 耕作すべき農地が遊休化されていないか
- イ 農作物を適切に生産しているか

(3) 書類確認

- ア 作業日誌
- イ 帳簿
- ウ 農地の権利設定の状況が確認できる書類（農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、特定作業受委託契約書又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。以下同じ。）

4 第12条第2項の交付決定により、前条の補助金の交付を受けた者は、事業実施の翌年度から経営発展支援事業計画等に定めた目標年度の翌年度まで、毎年7月末又は1月末までにその直前6か月（実績報告後（第16条）1回目の報告においては、実績報告後又は就

農後からの期間)の就農状況報告(第24号様式)を市長に提出しなければならない。

- 5 市長は、前項の規定により就農状況報告を受けたときは、第32条のサポートチームと協力して交付対象者の経営状況の把握に努めることとし、事業実施の翌年度から2年間、必ず年1回は、次の(ア)から(ウ)までの方法により、就農状況確認チェックリスト(第25号様式)を用いて、交付対象者の経営状況と課題を交付対象者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。

(1) 補助金交付対象者への面談

- ア 営農に対する取組状況
- イ 栽培・経営管理状況
- ウ 青年等就農計画等達成に向けた取組状況
- エ 労働環境等に対する取組状況

(2) 圃場確認

- ア 耕作すべき農地が遊休化されていないか
- イ 農作物を適切に生産しているか

(3) 書類確認

- ア 作業日誌
- イ 帳簿
- ウ 農地の権利設定の状況が確認できる書類

- 6 第2項による確認を行った場合は、第3項及び第4項の報告及び確認について行ったものとみなすことができる。

- 7 補助金交付対象者は、予定の期間に事業が完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は本事業により導入した機械・施設等の耐用年数が残存する間に使用が困難となった場合は、その旨を市長に報告しなくてはならない。

(住所等変更報告)

- 第20条 資金の交付対象者は、交付期間中及び交付期間終了後5年間に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届(第26号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 補助金交付対象者は、経営発展支援事業計画等に定めた交付期間内に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届(第26号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、前項により住所等変更届を提出している場合は、本報告を行ったものとみなすことができる。

(就農の中断及び就農再開)

- 第21条 資金交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに市長に就農中断届(第27号様式)を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届(第28号様式)を提出する。

- 2 市長は、前項の規定により資金交付対象者から提出された就農中断届の内容を審査の上、やむを得ない事情として妥当と認められる場合は就農の中断を承認する。

なお、審査の結果は、就農中断承認通知書（第 29－1 号様式）又は就農中断不承認通知書（第 29－2 号様式）で通知する。

また、市長は就農中断届の提出のあった資金交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、就農再開に向けたフォローアップを行う。

（離農及び就農の届出）

第 22 条 資金交付対象者は、交付期間終了後 5 年の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後 1 か月以内に離農届（第 30 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 補助金交付対象者は、実績報告後に就農する場合は、就農後 1 か月以内に就農届（第 31 号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の停止）

第 23 条 市長は、資金交付対象者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、交付を停止する。

（1）第 5 条第 1 項の要件を満たさなくなった場合

（2）農業経営を中止した場合

（3）農業経営を休止した場合

（4）第 19 条第 1 項の就農状況報告を定められた期間内に行わなかった場合

（5）第 19 条第 2 項の就農状況の現地確認等により以下全てを満たすと確認できない場合

ア 次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有しており、サポートチーム、都道府県普及指導センター等関係機関及び中核的農業者等関係者の助言・指導に従う者

イ 営農に必要な技術や経営ノウハウを有し、適切な営農及び経営管理ができており、また、更なる経営発展に向けて積極的に取り組んでいる者

ウ 自身の経営状況・課題を把握し、改善に取り組んでいる者

エ 年間150日かつ1,200時間以上で年間を通じて農業生産に従事している者

オ 概ね収支計画どおりの経営規模、生産量、売上高等を達成しており、青年等就農計画の目標達成が実現可能と見込まれる者（ただし、災害等計画作成時点で想定できなかった事態が発生した場合は除く）

カ 労働環境の整備や農作業安全・食品衛生管理に取り組んでいる者

キ 将来にわたって営農継続が期待される者

（6）第 19 条第 2 項の就農状況の現地確認等により以下に掲げる他、適切な農業経営を行っていないと市長が判断した場合

ア 青年等就農計画等の達成に必要な経営資産を縮小した場合

イ 耕作すべき農地を遊休化した場合

ウ 農作物を適切に生産していない場合

エ 農業生産等の従事日数が一定（年間 150 日以上かつ年間 1,200 時間以上）以下である場合

オ その他市長から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合など

（7）国実施要綱の別記 2 の第 10 の 3 に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力

しない場合

- (8) 前年の世帯全体の所得が 600 万円を超えた場合（その後、世帯全体の所得が 600 万円以下となった場合は、翌年から交付を再開することができる。）。ただし、当該所得が 600 万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認める場合に限り、交付を可能とする。この場合、市長は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示するものとする。
- (9) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合

(交付中止の届出)

第 24 条 資金交付対象者は、資金の受給を中止する場合は、中止届（第 32 号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の中止)

第 25 条 市長は資金交付対象者から前条の規定による中止届の提出があった場合、又は第 23 条第 1 号、第 2 号、第 4 号から第 9 号のいずれかに該当する場合は、資金の交付の中止を決定し、中止（返還）通知書（第 33 号様式）により資金交付対象者に通知し、資金の返還を求めることができる。

(交付休止及び経営再開の届出)

第 26 条 資金交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により就農を休止する場合、休止届（第 34 号様式）を市長に提出しなければならない。なお、休止期間は原則 1 年以内とする。

- 2 前項の休止届を提出した資金交付対象者が就農を再開する場合、経営再開届（第 35 号様式）を提出する。
- 3 資金交付対象者が妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合は 1 度の妊娠・出産又は災害につき最長 3 年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長することができるものとし、前項の経営再開届と合わせて第 10 条の手続きに準じて青年等就農計画等の交付期間の変更を申請する。ただし、第 7 条第 2 項第 2 号に規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠・出産により就農を休止する場合を除く。

(交付の休止)

- 第 27 条 市長は、前条第 1 項の規定により資金交付対象者から休止届の提出があり、やむを得ない事情と認められる場合は、資金の交付を休止し、やむを得ない事情と認められない場合は、資金の交付を中止することとし、休止等（返還）通知書（第 36 号様式）により資金交付対象者に通知する。
- 2 市長は、資金交付対象者から前条第 2 項の規定により経営再開届の提出があり、適切に経営することができると認められる場合は、県に報告するとともに県の要綱に沿って資金の交付を再開することができるものとする。

(資金の返還)

第 28 条 資金交付対象者は次に掲げる要件に該当する場合は、資金を返還しなければならない。ただし、第 1 号又は第 3 号に該当する場合であって、病気や災害等のやむを得ない事情として市長が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 第 23 条第 1 号から第 7 号に掲げる事項に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分（当該事項に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還する。
- (2) 第 23 条第 9 号に掲げる事項に該当した場合は資金の全額を返還する。
- (3) 資金の交付期間（休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合にあっては、交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じた額を返還する。ただし、第 21 条（就農の中断及び就農再開）の手続を行い、就農を中断した日から原則 1 年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した者を除く。
- (4) 経営の全部又は一部を継承する者にあって、第 5 条第 1 項第 2 号アに基づく、農地の所有権の移転ができなかった場合は全額を返還する。

(返還の免除)

第 29 条 資金交付対象者は、前条第 1 項のただし書に規定する病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は、返還免除申請書（第 37 号様式）を市長に提出する。

2 市長は、資金交付対象者から提出された返還免除申請書の申請内容が、やむを得ない事情として妥当と認められる場合、返還免除（一部）承認通知書（第 38－1 号様式）により通知し、資金の返還を（一部）免除することができる。

なお、やむを得ない事情として妥当と認められない場合、返還免除不承認通知書（第 38－2 号様式）により通知し、交付対象者は資金を返還する。

(交付決定の取消)

第 30 条 補助金交付対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 当該補助金の交付要件を満たさないことが判明したとき
- (3) 第 5 条第 3 項の要件に該当することが判明したとき
- (4) 補助金を補助事業以外の他の用途に使用したとき
- (5) 第 33 条に規定する適正な管理運営がなされなかったとき
- (6) 第 33 条の処分の制限に反して処分したとき
- (7) 補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、その他法律等に基づき市長が行った指示、もしくは命令に違反したとき
- (8) その他補助金の使用が不適当と認めたとき

(加算金及び延滞金)

第 31 条 補助金交付対象者は、第 25 条及び第 28 条の規定により補助金の返還を命ぜられた

ときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、すでに納付した額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられるものとする。
- 3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、すでに納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（関係機関との連携とサポート体制の整備）

第32条 市は、県、農地中間管理機構、農業協同組合、農業委員会、県農業技術センター等の関係機関と互いに密接に連携し、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、フォローするものとする。

- 2 市長は、新規の資金交付対象者又は補助金交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、県、農業協同組合、農業委員会等の関係機関に所属する者及び地域の中核的農業者等の関係者で構成するサポート体制を構築するものとする。また、当該サポート体制等を記載した新規就農者に対するサポート計画（以下「地域サポート計画」という。）を新規就農者の支援ニーズを把握した上で作成し、ポータルサイト及び全国データベースに登録し、公表するものとする。
- 3 市長は、当該サポート体制の中から、交付対象者ごとに「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題の専属の担当者（サポートチーム）を選任し、交付対象者の各課題の相談先を明確にするものとする。サポートチームは、新規就農者の農業経営、地域生活等の諸課題に対して適切な助言及び指導が可能な農業者を参画させることを必須とする。当該農業者は、受給者の農業経営、地域生活等に関する相談に乗り、必要に応じて助言及び指導を行うものとする。
- 4 交付対象者が早期に経営を安定・発展させ、地域に定着していけるよう、サポート体制の関係者は次に掲げる第1号及び第2号について、サポートチームは次に掲げる第3号について行うものとする。
 - （1）青年等就農計画等及び経営発展支援計画等の作成への助言及び指導
 - （2）第9条の審査への参加
 - （3）第19条の就農状況の確認、助言及び指導
- 5 市長は、農業共済組合と連携し、交付対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。

（財産の管理運営等）

第33条 市長は、補助金交付対象者に対し、当該補助金で整備した機械・施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その整備目的に即して最も効率的な

運用を図り、適正に管理運営するよう指導するものとする。

(1) 管理方法

ア 市長は、交付対象者が整備した機械・施設等について、補助金の交付目的に沿った適正な管理を行わせるため、耐用年数に相当する期間に準じて処分制限期間を設定させるものとする。

イ 市長は、交付対象者に対し、機械・施設等の管理状況を明確にするため財産管理台帳を備え置かせるものとする。

ウ 市長は、交付対象者に対し、機械・施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、管理運営日誌又は利用簿等を適宜作成し、整備及び保存させるものとする。

エ 市長は、交付対象者が前号で作成した機械・施設等の管理運営日誌又は利用簿等を各年度に少なくとも一度提出させるなど、機械・施設等の管理状況を定期的に把握し、必要に応じて交付対象者に指導を行うなど、適正な管理運営等が行われるようにするものとする。

(2) 財産処分の手続き

市長は、補助金交付対象者が整備した機械・施設等について、前項第1号アで設定した処分制限期間内に、当該補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供しようとするときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第22条に準じた財産処分として、川崎市市補助金等の交付に関する規則に基づき、財産処分の申請を行わせ、市長の承認を受けさせるものとする。また、市長は、当該申請の内容を承認するときは、財産処分の基準等に留意し、その必要性を検討しなければならない。

(3) 災害の報告

市長は、補助金交付対象者が整備した機械・施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、直ちに補助金受給者に報告させるものとする。

(4) 増築等に伴う手続き

市長は、補助金交付対象者が整備した機械・施設等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該機械・施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ補助金交付対象者に報告させるものとする。

2 補助金受給者は、予定の期間内に事業が完了しない場合、事業の遂行が困難になった場合又は本事業により導入した機械・施設等の耐用年数が残存する間に使用が困難となった場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(目標年度及び成果目標)

第34条 補助金の目標年度は、事業実施年度の4年後の年度とする。また、経営発展支援事業計画等で選択した取組を成果目標とし、補助金交付対象者は成果目標の達成に努めなければならない。

(個人情報の取扱いおよび受給者情報等の共有)

第 35 条 市長は、本事業の実施に際して得る個人情報については、利用目的を明らかにし、第 4 号様式により交付対象者の同意を得たうえで、適切に扱うものとする。

2 市長は、必要に応じて国及び県と受給者の情報を共有することにより、フォローアップに活用するとともに、交付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用するものとする。

3 前項のため、市長は、計画の承認、交付申請書、報告書等の提出があった場合や状況等の確認を行った場合、速やかにデータベースに登録するものとする。

(関係書類の保存)

第 36 条 交付対象者は、資金及び補助金の交付に関する証拠書類、経理書類及び交付申請の基礎となった書類を、資金及び補助金の交付を受けた日が属する年度の翌年度から起算して 10 年間保存しなければならない。

(その他)

第 37 条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、経済労働局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 2 月 16 日から施行し、本要綱の制定と併せて川崎市青年就農給付金交付要綱（平成 24 年 10 月 1 日施行）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。

(別紙)

機械・施設等をリース導入する場合の留意点等

- 1 申請方式については、交付対象者とリース契約予定事業者との共同申請を原則とすること。この場合の補助金は、交付対象者が選定した機械・施設等の購入を行ったリース事業者（共同申請者）へ支払うこととする。
- 2 機械・施設等のリース期間は、耐用年数以内とする。
- 3 リースによる導入に対する補助額（以下「リース料補助額」という。）については、次の算式によるものとする。

「リース料補助額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×補助率（1／2以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料補助額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料補助額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

「リース料補助額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」
×（「リース期間」÷「耐用年数」）×補助率（1／2以内）

「リース料補助額」＝（「リース物件購入価格（税抜き）」－「残存価格」）
× 補助率（1／2以内）